

# 安心して産み、育てられる周産期・小児医療体制の整備

資料6

福祉保健局医療政策部  
救急災害医療課

## 周産期医療体制

### 1 現状等

- 出生数は横ばい  
(20年 106,015人 ⇒ 29年 108,990人)
- 低出生体重児の割合は横ばい  
(20年 出生千対 95.6 ⇒ 29年 90.9 △4.7)
- 超低出生体重児の割合は横ばい  
(20年 出生千対 2.5 ⇒ 29年 2.5 ±0)
- 新生児死亡率は横ばい  
(20年 出生千対 1.1 ⇒ 29年 0.8 △0.3)
- 母の年齢別出生数(出生千対)は、  
35歳以上が増加傾向

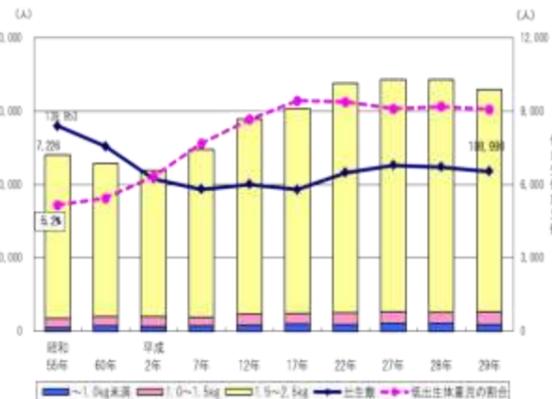
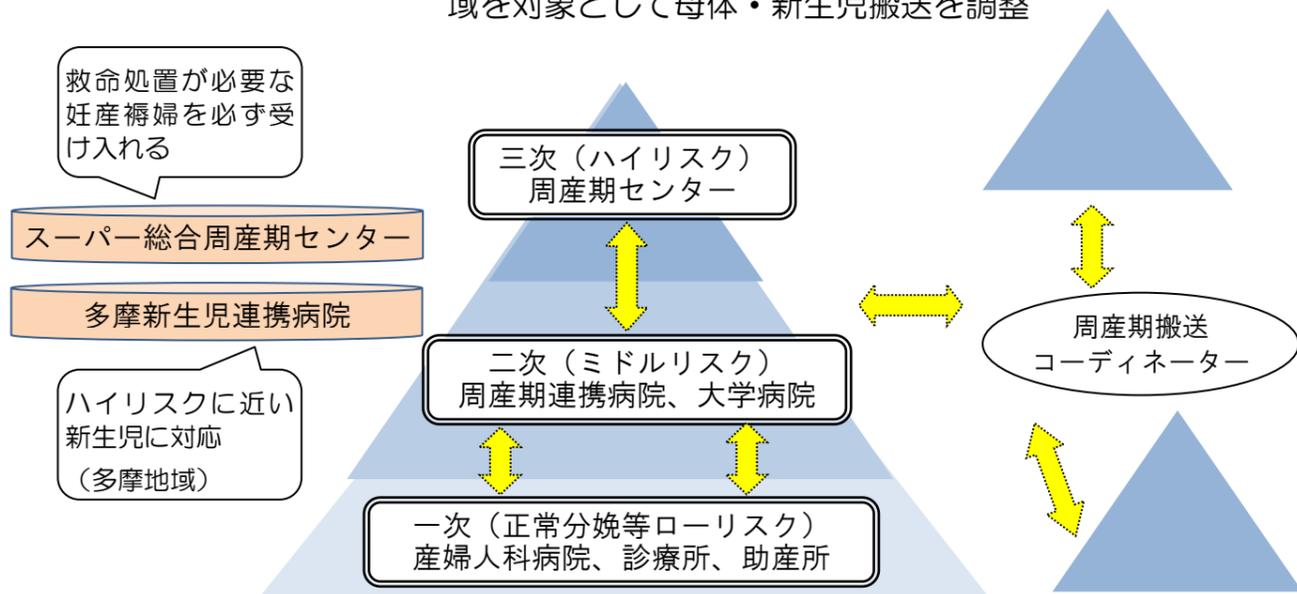


図1 都の低出生体重児の出生状況

高齢の出産などのハイリスク妊婦の増加、低出生体重児数が1万人を超えて推移していることから、NICU病床を2023年度までに340床確保する。

### 2 これまでの取組

- 周産期母子医療センターなどの中核病院と地域の医療機関等が役割分担と連携により、リスクに応じた的確に医療を提供する周産期医療体制を構築
  - ・周産期母子医療センター：産科・小児科双方から一貫した総合的かつ高度な医療を提供する病院 (27施設 H31.4.1現在)
  - ・周産期連携病院：周産期母子医療センターとの連携のもと、ミドルリスクの妊産婦に対応する病院 (13施設 H31.4.1現在)
  - ・スーパー総合周産期センター：緊急に母体救命処置が必要な妊産婦を必ず受け入れる施設
  - ・周産期搬送コーディネーター：選定困難事案の減少、医師負担の軽減を図るため、都内全域を対象として母体・新生児搬送を調整



## 小児医療体制

### 1 現状

- 年少人口は増加傾向  
(12年 1,430千人 ⇒ 29年 1,585千人)
- 小児科を標榜する病院は減少しているが、小児科医師数と小児科主たる診療科目とする診療所は増加しており、以前と比較して医療資源はやや改善傾向
  - ・小児科医師数(主たる)  
(12年 1,732人 ⇒ 28年 2,338人)
  - ・小児科を標榜する病院・診療所数  
病院 (17年 218施設 ⇒ 28年 188施設)  
診療所 (17年 413施設 ⇒ 28年 460施設)

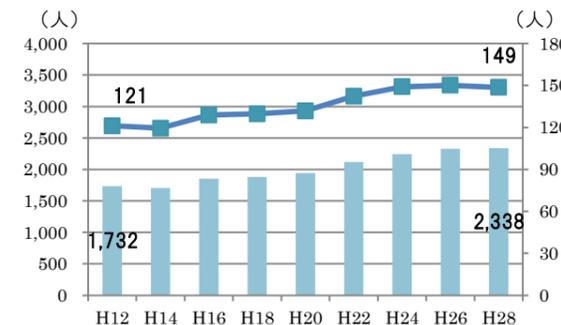
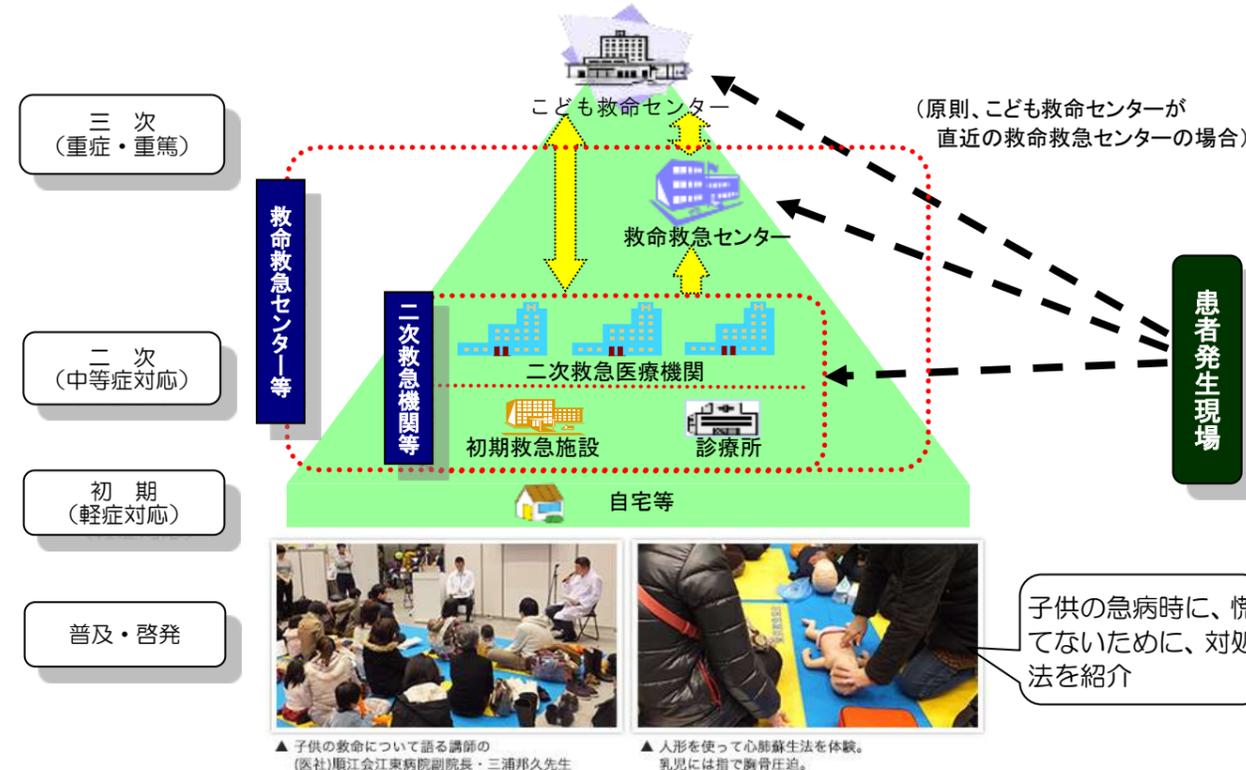


図2 都内の小児科医師数等の推移

### 2 これまでの取組

- 小児救急医療体制の実施体制を確保
  - 初期救急医療：入院を必要としない軽症患者に対応
  - 二次救急医療：入院を要する中等症患者に対応
  - 三次救急医療：生命危機を伴う重症患者等に対応
  - こども救命センター：他の医療機関では救命治療が困難な小児重篤患者を24時間365日必ず受け入れ、小児専門の高度医療を行う



▲子供の救命について語る講師の(医社)順江会江東病院副院長・三浦邦久先生

▲人形を使って心肺蘇生法を体験。乳児には指で胸骨圧迫。

子供の急病時に、慌てないために、対処法を紹介